

広島県告示第百二十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県広島ヘリポートの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定を受けた者	名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	管理の期間
	株式会社日本空港コン サルタンス 代表取締役 松前 真 二	東京都文京区本郷五丁 目三三番一〇号	平成二七年二月二四日	平成二七年四月一日～ 平成三二年三月三十一日
	大成有楽不動産株式会 社 代表取締役 林 隆	東京都中央区京橋三丁 目一三番一号		